

第233回神奈川県都市計画審議会[審議案件の概要]

日時：平成30年1月26日（金）14:00～16:30（予定）

場所：神奈川県庁本庁舎 3階 大会議場

審議案件

1 鎌倉都市計画道路の変更(3・5・1号国道134号線)

本案件は、3・5・1号国道134号線の藤沢市境付近の区間で幅員を、逗子市付近の区間で計画線を変更するものです。

また、今回の変更に合わせて、車線の数を2車線と定めるとともに、起点地表記の修正を行うものです。

2 座間都市計画道路の変更(3・4・5号座間南林間線)

本案件は、交差する3・6・8号田中相武台下線の廃止に伴い、延長約120mの区間に設けている3・4・5号座間南林間線の隅切り部や側道部の区域を都市計画から除外するものです。

また、今回の変更に合わせて車線の数を2車線と定めるものです。

3 小田原都市計画道路の変更(1・4・1号西湘バイパス)

本案件は、1・4・1号西湘バイパスの板橋字上河原及び五反歩地内の約250m区間において、現在の道路の形状に合わせて都市計画道路の区域を変更するものです。

また、今回の変更に合わせて車線の数を4車線と定めるものです。

4 小田原都市計画道路の変更(3・5・9号小田原早川線)

本案件は、3・5・9号小田原早川線の南町一丁目地内の約30m区間及び城山四丁目地内の約20m区間において、現在の道路の形状に合わせて都市計画道路の区域を変更するものです。

また、今回の変更に合わせて車線の数を2車線と定めるものです。

5 鎌倉都市計画道路の変更(3・3・1号鎌倉参道線)

本案件は、3・3・1号鎌倉参道線の小町二丁目地内の約45m区間において、現在の道路の形状に合わせて都市計画道路の区域を変更するものです。

また、今回の変更と併せて車線の数を2車線と定めるとともに、終点地表記の修正を行うものです。

6 秦野都市計画道路の変更(3・4・2号西大竹堀川線)

本案件は、3・4・2号西大竹堀川線の平沢字宮ノ前、字室川前及び字外開戸地内の約140m区間において、現在の道路の形状に合わせて都市計画道路の区域を変更するものです。

また、今回の変更に合わせて車線の数を2車線と定めるものです。

7 秦野都市計画道路の変更(3・4・10号曾屋鶴巻線)

本案件は、3・4・10号曾屋鶴巻線の下大槻字峯、字峯ノ上及び字広畑並びに南矢名字東北久保及び字鳥居松地内の約450m区間において、現在の道路の形状に合わせて都市計画道路の区域を変更するものです。

8 茅ヶ崎都市計画道路の変更(3・4・2号中海岸寒川線)

本案件は、3・4・2号中海岸寒川線の一之宮三丁目及び一之宮四丁目地内の約130m区間において、現在の道路の形状に合わせて都市計画道路の区域を変更するものです。

また、今回の変更に合わせて車線の本数を2車線と定めるものです。

9 茅ヶ崎都市計画道路の変更(3・4・4号柳島寒川線)

本案件は、3・4・4号柳島寒川線の宮山地内の約50m区間並びに一之宮二丁目及び一之宮三丁目地内の約20m区間及び約75m区間において、現在の道路の形状に合わせて都市計画道路の区域を変更するものです。

10 大井都市計画道路の変更(3・4・1号大井開成関本線)

本案件は、3・4・1号大井開成関本線の金手字下宿地内の区域において、現在の道路の形状に合わせて都市計画道路の区域を変更するものです。

また、今回の変更に合わせて車線の本数を2車線と定めるものです。

11 海老名都市計画道路の変更(3・3・3号下今泉門沢橋線)

本案件は、3・3・3号下今泉門沢橋線のうち、都市計画道路3・2・1号河原口勝瀬線から3・4・6号河原口中新田線までの区間について、JR相模線と相模鉄道厚木線との立体交差となる道路構造の一部を地下構造から高架構造に変更するとともに、当該区域の変更を行うものです。

また、今回の変更に合わせて、車線の本数を定めるとともに、海老名市の一部で住居表示を行ったことによる位置の記載の変更を行うものです。

**12 建築基準法第51条ただし書の規定による産業廃棄物処理施設の位置の指定
(座間市)**

本案件は、座間市内の工業地域において、産業廃棄物である木くずを受け入れて破砕する計画であることから、建築基準法の規定による位置の指定を行うものです。

**13 建築基準法第51条ただし書の規定による産業廃棄物処理施設の位置の指定
(綾瀬市)**

本案件は、綾瀬市内の工業専用地域において、産業廃棄物である木くずを受け入れて破砕する計画であることから、建築基準法の規定による位置の指定を行うものです。